

手術 2024年改定

届出

算定に関して、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出が必要となるもの



アイネット・システムズ 株式会社

【手術料：算定しくみ】

手術料（実施料） + 加算点数 + 手術医療機器等加算
+ 薬剤料
+ 特定保険医療材料料

【手術料の種類】

- (1) 皮膚・皮下組織
 - (2) 筋骨格系・四肢・体幹
 - (3) 神経系・頭蓋
 - (4) 眼
 - (5) 耳鼻咽喉
 - (6) 顔面・口腔・頸部
 - (7) 胸部
 - (8) 心・脈管
 - (9) 腹部
 - (10) 尿路系・副腎
 - (11) 性器
- ※手術等管理料

【手術医療機器等加算】

手術医療機器等加算については、手術の部位や手術内容などで更に詳細に分類されています。

【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

手術で使用した薬剤は15円以下である場合は算定できません。
また、手術に使用した外皮用殺菌剤についても、所定点数に含まれ別に算定できません。

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

【特定保険医療材料料の算定方法（四捨五入）】

厚生労働大臣が定めたものに限られ、価格が定められています。

「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**四捨五入**」を使います。

レセプトは、商品名及び告示の名称又は通知の名称、規格又はサイズ、材料価格及び使用本数又は個数の順で記載する。

なお、告示の名称又は通知の名称については（ ）書きとする。

【手術料：通則】

通則 1：手術当日に、手術（自己貯血を除く）に関連して行う処置（ギプスを除く）の費用及び注射の手技料は、術前・術後にかかわらず算定できない。
また、内視鏡を用いた手術を行う場合は、これと同時に進行内視鏡検査料は別に算定できない。

通則 2：手術に当たって通常使用される保険医療材料（チューブ、縫合糸（特殊縫合を含む）衛生材料（ガーゼ、脱脂綿及び絆創膏等）、外皮用殺菌剤等は所定点数に含まれており別に算定できません。

通則 7・8：年齢に対する加算

年齢に対する加算	
① 手術時体重1500g未満児の加算	400 / 100加算
② 新生児加算	300 / 100加算
③ 乳幼児加算（3歳未満）	100 / 100加算
④ 幼児加算（3歳以上6歳未満）	50 / 100加算

【手術料：通則】

通則 1 0 : HIV陽性の患者に対して、観血手術を行った場合は、所定点数に
4 0 0 0点 加算

通則 1 1 : マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、硬膜外麻酔
又は脊椎麻酔を伴う手術を1～4患者に行った場合は、所定点数に
1 0 0 0点 加算

- 1.メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA)感染症患者
(感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る)
- 2.B型肝炎感染症患者 (HBs又はHBe抗原陽性の者に限る)
- 3.C型肝炎感染症患者
- 4.結核患者

通則 1 2 : 時間に対する加算

緊急に手術を行った場合は、開始時間により所定点数に加算

休日 2	8 0 / 1 0 0 加算
時間外 2	4 0 / 1 0 0 加算
深夜 2	8 0 / 1 0 0 加算
時間外特例加算	4 0 / 1 0 0 加算

届出

通則 1 3 : 対称器官の手術 ※片側の器官の手術料の点数

	算定方法
手術名称	右 × 1、左 × 1
手術名称 (両側)	両 × 1

・ 麦粒腫切開術

右 410点×1

左 410点×1

・ 先天性股関節脱臼非観血的整復術 (両側) 2 その他

3390点×1

手術料 抜粋

切創、刺創
割創、挫創等

創傷処理	点数
1.筋肉臓器に達するもの長径5cm未満	1 4 0 0点
2.筋肉臓器に達するもの長径5cm以上10cm未満	1 8 8 0点
3.筋肉臓器に達するもの長径10cm以上	-
イ 頭頸部のもの（長径20cm以上のものに限る） 全身麻酔下	9 6 3 0点
ロ その他のもの	3 0 9 0点
4.筋肉臓器に達しないもの長径5cm未満	5 3 0 点
5.筋肉臓器に達しないもの長径5cm以上10cm未満	9 5 0 点
6.筋肉臓器に達しないもの長径10cm以上	1 4 8 0 点

注加算

- 1 : 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部に限り真皮縫合加算460点を加算
頭部、頸部、上肢の肘関節以下、下肢の膝関節以下 ×眼瞼、手掌（指）、前額以外の頭部は算定不可
- 2 : 汚染された挫滅創に対してデブリードマンを行った場合は、デブリードマン加算100点を加算

950点 + 460点 + 100点 = **1510点** + 通則加算（休日） = 2718点
 創傷処理 注加算 **所定点数** 1510 × 80 / 100 = 1208点

小児創傷処理	点数
1.筋肉臓器に達するもの長径2.5cm未満	1 4 0 0点
2.筋肉臓器に達するもの長径2.5cm以上5cm未満	1 5 4 0点
3.筋肉臓器に達するもの長径5cm以上10cm未満	2 8 6 0点
4.筋肉臓器に達するもの長径10cm以上	4 4 1 0点
5.筋肉臓器に達しないもの長径2.5cm未満	5 0 0 点
6.筋肉臓器に達しないもの長径2.5cm以上5cm未満	5 6 0 点
7.筋肉臓器に達しないもの長径5cm以上10cm未満	1 0 6 0点
8.筋肉臓器に達しないもの長径10cm以上	1 9 5 0点

- 1 : 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部に限り真皮縫合加算 4 6 0 点を加算
- 2 : 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、デブリードマン加算 1 0 0 点を加算

皮膚切開術	点数
1.長径10cm未満	6 4 0 点
2.長径10cm以上20cm未満	1 1 1 0 点
3.長径20cm以上	2 2 7 0 点

長径とは、膿瘍、せつ又は蜂窩織炎等の大きさ